

# ○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設整備基本計画審議委員会設置条例

令和 8 年 3 月 2 7 日  
可茂衛生施設利用組合条例第 1 号

## (設置)

第 1 条 可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が新たに建設する一般廃棄物処理施設の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設整備基本計画審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、組合の管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を管理者に答申する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

3 管理者は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から管理者へ答申した日の属する年度の末日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。